

告示第102号

抑 留 犬 の 告 示 に つ い て

兵庫県狂犬病予防員から下記の犬を抑留した通知を受けたので、狂犬病予防法第6条第8項の規定により告示する。

令和7年7月15日

太子町長 沖 汐 守 彦

記

	1	2	3
捕 獲 日 時	7月14日10時		
捕 獲 場 所	揖保郡太子町鵜		
種 類	柴犬		
性 別	雄		
年 齢	成犬		
毛 色	茶		
体 格	中		
特 徴	布製緑色首輪		
抑 留 場 所	兵 庫 県 動 物 愛 護 セ ン タ ー 龍 野 支 所		

注) 1 同法同条第8項の規定により5日間告示します。

2 告示期間満了後1日以内に犬を引き取らないとき又は引き取る旨申し出のないときは、
上記の犬は同法同条第9項の規定により処分されます。